

8. 都市防災

8-1 基本的な考え方

土砂災害や風水害、火山噴火、地震・津波など多様な災害の発生が想定される本市の特性を踏まえ、自助・共助・公助^{※72}の理念のもと、関係機関との連携及び市民との協働により、ハード・ソフトの両面から、災害に強い都市づくりを進めます。

(1) 土砂災害、洪水・浸水等の自然災害の防止

- ① 自然災害による被害を未然に防止・軽減するため、防災対策事業による施設の整備や危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策にあわせた総合的な取組を推進するとともに、防災的な観点に立った土地利用の誘導を図ります。

(2) 都市の防災構造の強化

- ① 道路や公園・オープンスペース等が適切に配置された災害に強い都市構造の形成に努め、あわせて住宅、建築物の耐震改修等により、耐震化・不燃化の向上を図ります。

(3) 協働による減災対策

- ① 災害を予防し、災害時の被害を最小限にとどめるために、地域の現状にあった地区防災計画^{※73}の作成や、総合防災訓練などへ広く市民にも参加してもらうことにより、自主防災組織を活性化し、防災意識の向上と地域防災力の強化を図ります。

8-2 主要な都市防災の方針

(1) 自然災害への対策

1) 土砂災害対策、洪水・浸水対策等の推進

- ① 台風や集中豪雨等に伴う土砂災害の未然防止・軽減のため、土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携し、土砂災害防止施設の整備を進めます。また、土砂災害警戒区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図ります。

※72 自助・共助・公助 / 「自助」とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること。「共助」とは、地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと。「公助」とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと。災害時には、自助・共助・公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなる。

※73 地区防災計画 / 地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から新たに創設された市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画制度。

- ② 河川や水路の氾濫を未然に防止するため、緊急度を考慮しつつ、河川の寄洲除去や水路の堆積土砂除去を進めるとともに、洪水ハザードマップ^{※35}の周知など、警戒避難体制の整備・充実を図ります。
- ③ 集中豪雨時の浸水被害の防除を図るため、霧島市雨水管理総合計画^{※37}に基づく整備を推進します。
- ④ 高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や警戒避難体制の整備、市民への意識啓発など、ソフト面での対策を推進します。

2) 火山災害対策の推進

- ① 霧島山については、火山噴火時の被害の防止・軽減を図るため、県など関係機関との連携を図り、砂防施設、火山監視機器等の整備やソフト対策の充実を図ります。

(2) 都市の防災構造の強化

1) 防災的土地利用の推進

- ① 既成市街地や今後住宅地として開発が見込まれる地域においては、土地区画整理事業^{※4}等による都市施設^{※49}の先行整備等により、安全な市街地の形成を図ります。
- ② 老朽化した木造建築物が密集する地域では、土地区画整理事業等により道路・オープンスペースを確保・拡充し、防災上危険な市街地の解消を図ります。
- ③ 新規開発等の事業に際しては、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、防災に配慮した誘導等を行います。
- ④ 宅地造成規制法に基づき、大規模盛土造成地マップ^{※74}の作成・公表を行うことで対象区域住民等に周知を図り、宅地耐震化推進事業^{※75}の導入により、宅地防災の強化を図ります。

※74 大規模盛土造成地マップ / 大規模盛土造成地の存在を市民に周知することにより、防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につなげることを目的として、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したマップ。

※75 宅地耐震化推進事業 / 大震災時における大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、大規模盛土造成地の変動予測及び滑動崩落防止対策を推進する事業。

2) 防災空間の確保と防災ネットワークの充実

- ① 延焼遮断帯や緊急輸送道路^{※76}、避難路、避難場所の機能を有する防災空間としての視点を重視し、道路や公園・緑地等の適切な配置・整備に努めます。
- ② 医療、福祉、行政、避難場所等の機能を有する防災拠点へのアクセス道路や拠点間を結ぶ道路については、多重化・代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、無電柱化等の耐震対策を推進します。また、身近な避難路や消防活動の支援路となる道路の確保を推進します。
- ③ 災害や緊急事態に迅速に対応できるよう避難や緊急地震速報等の防災情報を市民へスムーズに伝えるため、伝達方法の多重化の環境整備を図ります。

3) 建築物の耐震化・不燃化等の推進

①住宅・建築物の耐震化

- i 市役所、消防・警察、学校、公民館、医療機関など災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共的な建築物等については、重点的に耐震化・不燃化等を推進します。
- ii 霧島市建築物耐震改修促進計画^{※77}に基づき、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

②防火・準防火地域の指定

- i 建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域^{※78}及び準防火地域^{※78}の指定を検討するとともに、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進します。

③住宅用防災機器の普及促進

- i 消防法により、一般住宅への設置が義務付けられている住宅用防災機器（住宅用火災警報器等）についての啓発を行い、普及促進を図ります。

④防火水槽等の整備

- i 市街地における耐震性防火水槽等消防水利の整備を推進します。

⑤空き家・空き店舗等の対策

- i 空き家・空き店舗等については、所有者や管理者に対し、維持管理の徹底や敷地の囲い込みの設置、照明機器の設置、敷地内の可燃物の除去等、放火火災予防・防犯対策等を促します。老朽空き家等については、建替えや除却を促すなど、市街地における防災対策の強化に努めます。

※76 緊急輸送道路 / 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

※77 霧島市建築物耐震改修促進計画 / 大地震に対する被害を未然に防止するため、本市における既存建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進を図り、地震による建築物倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護することを目的とする。平成21年（2009年）6月策定。

※78 防火地域・準防火地域 / 都市計画法において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として指定されるエリア。

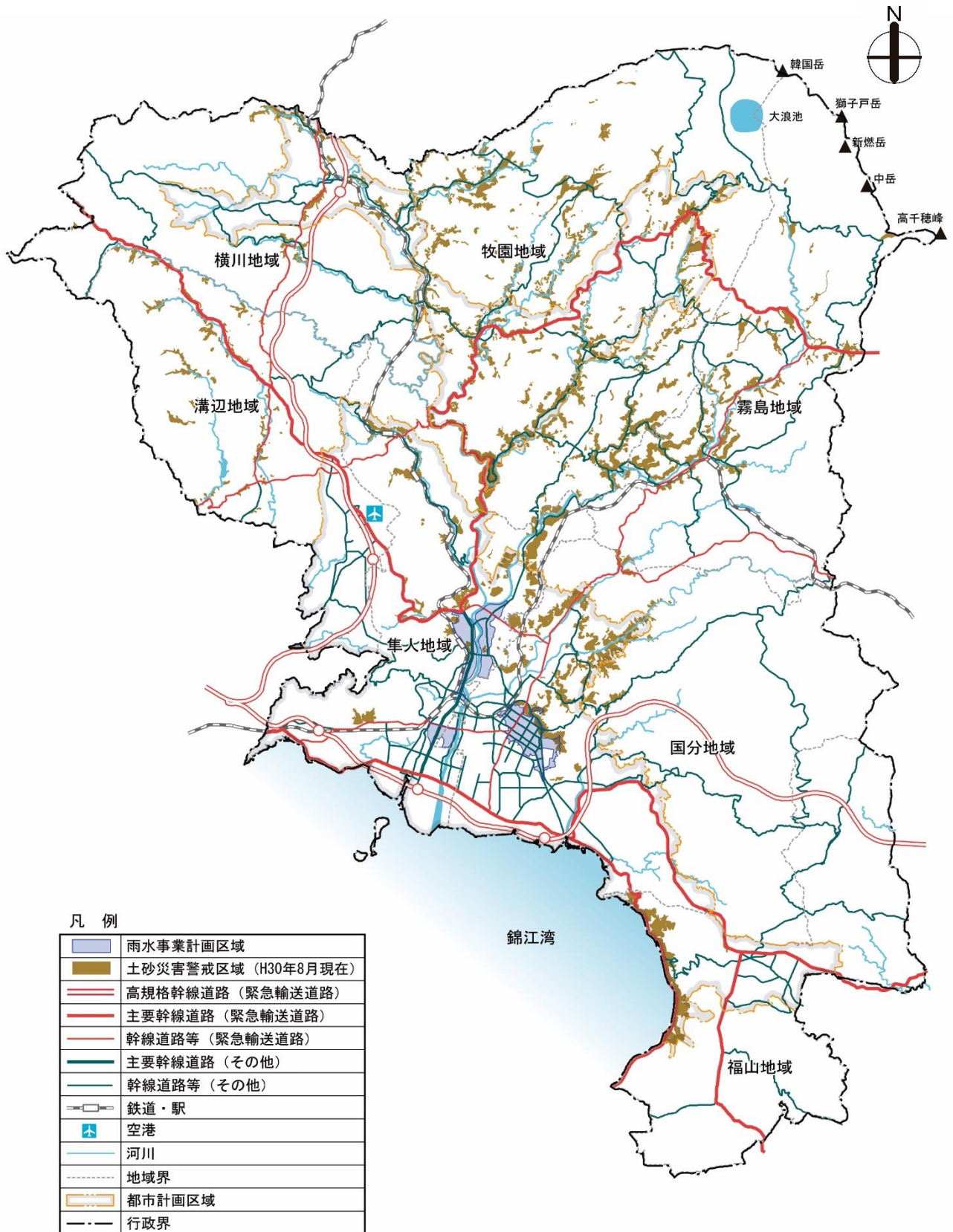
4) ライフライン施設の耐震化等の促進

- ① 上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化、代替性の確保を促進し、災害時におけるライフライン関係施設の機能確保を図ります。

(3) 協働による防災まちづくりの推進

- ① 防災出前講座や防災訓練等により市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るとともに、防災マップの配布により、市民への災害情報の提供や避難場所等の周知を行います。さらに、地区防災計画^{※73}の策定を推進し、自衛手段の強化を図ります。
- ② 主な観光拠点や宿泊施設に防災マップを掲示するなど、観光客等に対する防災情報の提供に努めます。
- ③ 関係機関と連携した連絡調整会議等の継続的な開催により、総合的な防災体制の強化を図ります。
- ④ 地域の防災力向上のため、関係機関と連携し、防災リーダーの育成や自主防災組織の育成・強化に向けた取組を行います。

■ 都市防災方針図



9. その他の関連分野

9-1 福祉のまちづくりに関する整備方針

(1) 基本的な考え方

- ① 少子高齢化の進展に配慮し、高齢者や障がい者、子供連れの人をはじめ、すべての人が活動のしやすい都市づくりを目指します。

(2) 福祉のまちづくりに関する整備方針

1) バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

- ① 駅周辺や公共施設、住宅及び商店街等において、市民・事業者・行政が相互に連携して、既存施設のバリアフリー^{※30}化やユニバーサルデザイン^{※26}の考え方に基づいた整備を図ります。

2) 高齢者・障がい者等にやさしい移動手段の確保

- ① 高齢者・障がい者等の交通弱者^{※79}のための移動手段の確保に努めるとともに、公共交通のバリアフリー化や交通のシームレス化^{※80}、段差がなく円滑に移動できる歩行空間の確保等を促進します。

9-2 その他公共施設等の整備方針

(1) 公共施設

- ① 公共施設については、霧島市公共施設管理計画^{※81}に基づき、施設保有量の見直し・適正化及び施設の長寿命化を推進します。また、将来の地域づくりの観点から施設の再編を検討します。

(2) 情報通信基盤施設

- ① 情報通信基盤については、霧島市光ブロードバンド^{※82}整備計画に基づき、超高速ブロードバンドが未整備となっている地域に対して、光ファイバー^{※83}による超高速ブロードバンドの環境整備を行います。また、その他の効果的な情報通信基盤についても情報収集を行うとともに、これらを活用した地域課題の解決に向けた取組を支援します。

※79 交通弱者 / 子どもや高齢者など、移動手段が制約され不便を感じる人のこと。

※80 交通のシームレス化 / シームレスとは「継ぎ目のない」意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継等の交通機関の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフトの両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。

※81 霧島市公共施設管理計画 / 長期的観点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的とした計画。平成27年(2015年)3月策定。

※82 ブロードバンド / 「ブロードバンドネットワーク」の略。高速で大容量の情報が送受信できる通信網。ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用する。広帯域通信網。

※83 光ファイバー / 電気信号を光に変えて情報を伝達するケーブル。電磁波の影響を受けず、大容量のデータを長距離伝送できるのが特徴。